区分	指名停止開始日	指名停止終了日	期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事 請負業者等指 名停止要領
工事	平成31年 4月 8日	平成31年 10月 7日	6 か月	福岡県福岡市南区那の川一丁目23番3 5号	(株) 九電工	代表取締役 社長 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	左記業者の行橋営業所長は、平成28年7月に実施された築上町発注工事の入札に関し、同町の職員から入札参加業者名の開示を受けるなど、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で、平成31年3月9日、福岡県警察に逮捕された。	競売等妨害又 は談合	第2条第1項 別表第2第6 号
測量	平成31年 4月 18日	平成31年 5月 17日	1 か月	岐阜県大垣市東町一 丁目36番地	(株)オリンピアコ ンサルタント	八衣取締役 女機 切一	左記業者は、本市水道部発注の「配水管改良工事に伴う設計委託(30-2)」及び「配水管改良工事に伴う設計委託(30-4)」において、自らの責による業務工程の遅れにより、工期内に成果品を納品できず、前者は契約解除に至った。	契約違反	第2条第1項 別表第1第4 号
工事	平成31年 4月25日	平成31年 5月 8日	2週間	成田市花崎町766 番地7	(株) 明正建設	代表取締役 佐瀬 正樹	左記業者及び代表取締役は、平成29年7月18日、船橋市内の民間の宅地造成工事において、掘削溝内の作業で地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、あらかじめ掘削面に土止め支保工を設けるなど危険を防止するための措置を講じないまま、作業をさせて、作業とはり、掘削の土砂をは、年代主り、平成30年4月11日、千葉簡易裁判所から労働安全衛生法違反及び実務上過失致死により、罰金刑の略式命令を受けた。	安全管理措置 の不適切によ り生じた工事 関係者事故	第2条第1項 別表第1第8 号
工事委託	令和元年 5月 9日	令和元年 11月 8日	6 か月	東京都中央区新川一 丁目23番5号	(株)フソウ	化主压 绞犯	左記業者の使用人は、福岡県築上町発注のし 尿処理施設建設工事において、(株)九電工 が落れできるよう業者間で談合を行ったとし て、平成31年4月3日、福岡県警察に談合 の容疑で逮捕された。	競売等妨害又 は談合	第2条第1項 別表第2第6 号
工事	令和元年 5月 22日	令和元年 6月21日	1 か月	東京都港区赤坂六丁 目1番20号	(株)安藤・間	代表取締役 長京 エ	左記業者の使用人は、福岡県福岡市東区の病院建設現場において、平成29年10月22日に足場が倒壊し、通行人に死亡者を生じさせた事故に関し、平成31年4月3日付けで、福岡簡易裁判所から業務上過失致死罪により、罰金刑の略式命令を受けた。	その他不正又 は不誠実な行 為	第2条第1項 別表第2第9 号

区分	指名停止開始日		指名停止終了日		期間	住所	名称	代表者		理由詳細	理由	柏市建設工事 請負業者等指 名停止要領	
測量	令和元年	6月 5日	令和元年	12月	4日	6 か月	千葉市中央区棒森一 丁目25番1号	(株) 水野設計	代表取締役 武田	孝義	左記業者は、本市発注の「柏市立小学校教室空調設備設置工事設計業務委託(その2)」において、委託期間に業務を完了する見込みがなく、この契約の目的を達成することができない等から当該契約の解除がなされた。また、委託期間の一部の期間において、左記業者と連絡が取れない状態が続き、進捗状況の確認や業務に関する指示ができなくなる等、発注者との信頼関係を著しく損なう不誠実な行為がなされた。		第2条第1項 別表第1第4 号及び別表第 2第9号
委託物品	令和元年	7月 3日	令和元年	8月	2日	1 か月	福岡県福岡市博多区 上呉服町12番33 号	(株)リサーチアン ドソリューション	代表取締役 美濃部	直樹	左記業者は、本市と委託契約を締結した「車両一元管理業務委託」において、過失により公用車の1台について車検・法定点検整備を実施しなかった。	過失による粗 雑工事	第2条第1項 別表第1第2 号
工事	令和元年	7月 10日	令和元年	9月	9日	2か月	柏市十余二2番地の 1	アドバンテック日成 (株)	代表取締役 渡邊	宏治	左記業者は、本市水道部配水課発注の「配水管改良工事(27-1-0)」おいて、本来実施すべきであった石綿管の撤去を行っていなかった。		第2条第1項別表第1第2号
工事系統物品	令和元年	8月 6日	令和元年	11月	5日	3か月	東京都千代田区丸の 内一丁目 6 番 5 号	石垣メンテナンス (株)	代表取締役 社長	真	左記業者は、東京都が希望制指名競争見積も り合わせの方法により発注する東村山浄水 場、玉川浄水場、小作浄水場、金町浄水場、 三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排 水処理施設運転管理作業について、令和元年 7月11日、公正取引委員会から独占禁止法 第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違 反する行為を行っていたとして、排除措置命 令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違 反行為	第2条第1項 別表第2第4 号,第4条第 3項
工事委物品	令和元年	9月 5日	令和2年	3月	4日	6 か月	東京都千代田区九段 北四丁目3番29号	ニチレキ(株)	代表取締役 小幡	学	左記業者は、他社と共同し、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格の引き上げ又は維持する旨を合意することにより、当該物品の販売分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反したとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違 反行為	第2条第1項 別表第2第3 号,第4条第 3項

区分	指名停止開始日 指名停止終了日		期間	住所	名称	代表者		理由詳細	理由	柏市建設工事 請負業者等指 名停止要領		
工事	令和元年 12	月 27日	令和2年	6月 2(5日 6か月	東京都港区芝公園二丁目9番3号	世紀東急工業(株)	取締役社長 平	喜一	左記業者は、アスファルト合材の需要者向け 販売価格の引き上げ等を行い、当該物品の販 売価格における競争を実質的に制限していた ことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限 の禁止)の規定に違反したとして、令和元年 7月30日、公正取引委員会から、排除措置 命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違 反行為	第2条第1項 別表第2第3 号,第4条第 3項
工事物品	令和元年 12	月 27日	令和2年	12月 20	5日 1 2 かり	東京都新宿区新小川町8番27号	(株) ガイアート	代表取締役 山本	定 健司	左記業者は、アスファルト合材の需要者向け 販売価格の引き上げ等を行い、当該物品の販 売価格における競争を実質的に制限していた ことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限 の禁止)の規定に違反したとして、令和元年 7月30日、公正取引委員会から、排除措置 命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違 反行為	第2条第1項別表第2第3号
工事物品	令和元年 12	月 27日	令和2年	6月 20	5日 6か月	東京都港区六本木七丁目3番7号	東亜道路工業(株)	代表取締役 森下	荡 協一	左記業者は、アスファルト合材の需要者向け 販売価格の引き上げ等を行い、当該物品の販 売価格における競争を実質的に制限していた ことが、独占禁止法第3条(不当な取引制限 の禁止)の規定に違反したとして、令和元年 7月30日、公正取引委員会から、排除措置 命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法違反行為	第2条第1項 別表第2第3 号,第4条第 3項
物品	令和2年 2	月 10日	令和2年	4月 9)日 2か月	千葉市中央区千葉港 3番36号	日産プリンス千葉販売(株)	代表取締役 横田	3 好之	左記業者は、令和2年1月24日に本市が 実施した「軽自動車(貨物車タイプ)」の入 札において、最低価格を提示し落札したが、 見積りに誤りがあったとして同年1月28日 に契約辞退届を提出した。		第2条第1項別表第2第9号
物品	令和2年 2	月 10日	令和2年	4月 9)日 2か月	柏市松葉町3丁目8 番地11 ツインズ テラスA-2号		代表取締役 成嶋		左記業者は、令和2年1月24日に本市が 実施した「証書ファイル」の入札において、 最低価格を提示し落札したが、履行期限内に 納品ができなくなったとして同年1月31日 に契約辞退届を提出した。		第2条第1項別表第2第9号
委託測量	令和2年 3	月 9日	令和2年	4月 8	3日 1か月	東京都港区西新橋二丁目8番1号	(一社) 日本駐車場 工学研究会	代表理事 一潮	哲雄	左記業者は、本市総務部資産管理課発注の 「駐車場施設設置場所賃貸借契約」におい て、財務状況の悪化を理由に、駐車場の管理 運営及び駐車場機器等の撤去が不可能の旨申 し出て、令和2年1月11日、契約解除に 至った。	契約違反	第2条第1項別表第1第4号

区分	指名停止	指名停止開始日 指名停止終了日		期間	住所	名称	代表者	理由詳細	理由	柏市建設工事 請負業者等指 名停止要領	
委記物品	令和2年	3月 9日	令和2年	4月 8日	1 か月	千葉市若葉区西都賀 二丁目7番5号	(株)関東三貴		左記業者は、本市発注の「柏市立旭東小学校 給食用備品」及び「柏市立逆井小学校給食用 備品」において、納入した備品の一部が仕様 を満たしておらず、納入期限内に全ての備品 を納入できなかった。		第2条第1項別表第1第4号
工事	令和2年	3月 30日	令和2年	4月 29日		大阪府大阪市浪速区 敷津東一丁目2番4 7号			左記業者及び使用人は、日本下水道事業団が発注した「尾道市浄化センター汚泥処理設備工事その5」において、平成30年12月20日、労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じず、下請業者の作業員が墜落した事故を発生させたことが、労働安全衛生法の規定に違反したとして、令和元年9月25日、岡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。	は不誠実な行	第2条第1項 別表第2第9 号